第６号様式記載の手引

１　この申告書の用途等

⑴　この申告書は、法第72条の２第１項第１号又は第２号に掲げる事業を行う法人（同項第１号に掲げる事業と同項第２号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第３号又は第４号に掲げる事業を行う法人を除きます。）が仮決算に基づく中間申告（通算親法人が協同組合等である通算子法人を除く法人が行う中間申告に限ります。）、確定した決算に基づく確定申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用します。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができることに留意してください。

⑵　この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の都道府県知事に１通を提出してください。ただし、２以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の都道府県知事に対しては、写し（提出用の写し）１通を添付してください。

⑶　法第23条第１項第４号の２イ⑴の規定の適用を受ける法人（無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人）にあっては、同号イ⑴に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録等）を添付してください。

⑷　法第23条第１項第４号の２イ⑵の規定の適用を受ける法人（無償減資等による資本の欠損の塡補を行った法人）にあっては、同号イ⑵に規定する資本の欠損の塡補を行った事実及び資本の欠損の塡補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を添付してください。

⑸　法第23条第１項第４号の２イ⑶の規定の適用を受ける法人（剰余金を損失の塡補に充てた法人）にあっては、同号イ⑶に規定する剰余金を損失の塡補に充てた事実及び剰余金を損失の塡補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）を添付してください。

２　各欄の記載のしかた

欄	記　載　の　し　か　た	留　意　事　項
１「※処理事項」		記載する必要はありません。
２　金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。	
３「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
４「この申告の基礎」	法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合には、法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日を記載します。	
５「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、２以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併記してください。	
６「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
７「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、２以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
８「期末現在の資本金の額（解散日現在の額）」	期末（中間申告の場合には、その計算期間の末日）現在又は解散日現在における資本金の額又は出資金の額を記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表５⑴）の「Ⅱ　資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
９「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額（解散日現在の額）」	期末（中間申告の場合には、その計算期間の末日）現在又は解散日現在における資本金の額又は出資金の額及び資本剰余金の額（これらに準ずる金額を含みます。）の合算額を記載します。	
10「法第72条の２第１項第１号ロ⑴又は⑵による加算後の額」	第６号様式別表４の４の⑤の「加算後の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」の欄の金額を記載します。	令和６年３月30日以後に当該法人との間に完全支配関係を有する他の法人に対して法第72条の２第１項第１号ロ⑴又は⑵に規定する剰余金の配当又は出資の払戻しをした場合に記載します。
11「法人区分」	公共法人、公益法人等、特別法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人（非営利	⑶と⑷については、法附則第８条の３の４第１項の

	型法人に該当するものを除きます。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除きます。）以外の法人で、次のいずれかの法人に該当する場合には、「イに掲げる法人」を○印で囲んで表示します。 ⑴　資本金又は出資金の額が１億円を超える法人 ⑵　「前事業年度の法人区分」の欄について、「イに掲げる法人」を○印で囲み、かつ、上記９「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額（解散日現在の額）」の欄の金額が10億円を超える法人 ⑶　特定法人（次に定める日現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額が50億円を超える法人（法第72条の２第１項第１号ロに掲げる法人を除きます。）及び相互会社（外国相互会社を含みます。）をいいます。以下同じです。）との間に当該特定法人による完全支配関係がある法人のうち、「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合計額（解散日現在の額）」の欄の金額又は「法第72条の２第１項第１号ロ⑴又は⑵による加算後の額」の欄の金額が２億円を超える法人 (ｲ)　当該法人の事業年度終了の日（法第72条の26第１項ただし書の規定により申告する場合は同項に規定する６月経過日の前日、法第72条の29第１項、第３項又は第５項の規定により申告する場合はその解散の日）と当該法人との間に完全支配関係を有する他の法人の事業年度終了の日が同じ場合　当該法人の事業年度終了の日 (ﾛ)　(ｲ)以外の場合　(ｲ)で定める日の直近に終了した当該他の法人の事業年度終了の日（当該直近に終了した事業年度がない場合には、当該他の法人の設立の日） ⑷　当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち、「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合計額（解散日現在の額）」の欄の金額又は「法第72条の２第１項第１号ロ⑴又は⑵による加算後の額」の欄の金額が２億円を超える法人	規定を適用する法人は記載しないでください。
12「資本金の額が１億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの」	期末現在における資本金の額又は出資金の額が１億円以下である普通法人が、次のいずれかの法人に該当する場合には、「非中小法人等」を○印で囲んで表示します。 ⑴　次のいずれかの法人（以下「大法人」といいます。）との間にこれらの大法人による完全支配関係がある法人 (ｲ)　資本金の額又は出資金の額が５億円以上である法人 (ﾛ)　法人税法第４条の３に規定する受託法人 (ﾊ)　相互会社（外国相互会社を含みます。） ⑵　当該普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれか一の大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人	法人税法第66条第６項に規定する大通算法人に該当する場合であっても左記⑴及び⑵のいずれにも該当しないときは、記載しないでください。
13「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」	期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	資本金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書（別表５⑴）の「Ⅱ　資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
14「期末現在の資本金等の額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 ⑴　⑵に掲げる法人以外の法人　法第23条第１項第４号の２イに定める額 ⑵　保険業法に規定する相互会社　政令第６条の24第１号に定める金額	
15「道府県民税 事　業　税の　申告書」	空欄は、次のように記載します。 ⑴　法人税の中間申告書及び法第72条の26第１項ただし書の規	修正申告の場合には、「この申告の基礎」の欄も記載

特別法人事業税	定による申告の場合には、「中間」 ⑵　法人税の確定申告書（退職年金等積立金に係るものを除きます。）及び法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の規定による申告の場合には、「確定」 ⑶　⑴又は⑵に係る修正申告の場合には、「修正中間」又は「修正確定」	します。
16「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	法人税の申告書（別表１。以下「別表１」といいます。）の「法人税額計」の欄（10の欄）の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の７の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）を記載します。 なお、（　）内には、使途秘匿金の支出の額の40％相当額（「法人税額計」の欄（別表１の10の欄）の上段に外書として記載された金額）、税額控除超過額相当額等の加算額（別表１の５の欄の金額）（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の７の「計」の欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表１の７の欄の金額）の合計額を記載します。	⑴　通算法人、通算法人であった法人（第６号様式別表１を提出する法人に限ります。）及び連結法人であった法人（第６号様式別表１の３を提出する法人に限ります。）は、記載しないでください。 ⑵　２以上の都道府県に事務所等を有する法人及び東京都の特別区と市町村とに事務所等を有する法人（以下「都内分割法人」といいます。）は、記載する必要はありません。 ⑶　都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
17「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。 ⑴　租税特別措置法第42条の４第１項（一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額　法人税の明細書（別表６(9)）の23の欄の金額 ※　租税特別措置法第42条の４第４項（中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。 ⑵　租税特別措置法第42条の４第７項（特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）　法人税の明細書（別表６(12)）の11の欄の金額 ⑶　租税特別措置法第42条の４第13項（同条第18項において準用する場合を含みます。以下同じです。）（一般試験研究費又は特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除について、過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の控除）の規定に係る金額（中小企業者等の過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の同項の規定による控除を除きます。）　法人税の明細書（別表６(14)）の14又は28の各欄の金額 ⑷　租税特別措置法第42条の10第２項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額　法人税の明細書（別表６(17)）の25の欄の金額 ⑸　租税特別措置法第42条の11第２項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額　法人税の明細書（別表６(18)）の25の欄の金額 ⑹　租税特別措置法第42条の11の２第２項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）　法人税の明細書（別表６(19)）の20の欄の金額 ⑺　租税特別措置法第42条の11の３第２項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）　法人税の明細書（別表６(20)）の18の欄の金額 ⑻　租税特別措置法第42条の12第１項又は第２項（地方活力向	⑴　通算法人、通算法人であった法人（第６号様式別表１を提出する法人に限ります。）及び連結法人であった法人（第６号様式別表１の３を提出する法人に限ります。）は、記載しないでください。 ⑵　都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

	上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）　法人税の明細書（別表６(21)）の30の欄の金額 ⑼　租税特別措置法第42条の12の２第１項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額　法人税の明細書（別表６(22)）の10の欄の金額 ⑽　租税特別措置法第42条の12の５第１項又は第２項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）　法人税の明細書（別表６(24)）の45の欄の金額 ※　租税特別措置法第42条の12の５第３項及び第４項（中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。 ⑾　所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和７年旧措置法」といいます。）第42条の12の６第２項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）　法人税の明細書（別表６(25)）の20の欄の金額 ⑿　租税特別措置法第42条の12の６第２項（生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除）又は令和７年旧措置法第42条の12の７第４項若しくは第５項（情報技術事業適応設備を取得した場合又は事業適応繰延資産となる費用を支出した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）　法人税の明細書（別表６(26)）の41の欄の金額 ⒀　租税特別措置法第42条の12の６第３項又は第６項（産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額　法人税の明細書（別表６(27)）の34の欄の金額	
18「還付法人税額等の控除額③」	第６号様式別表２の５の④の「合計」の欄の金額を記載します。	⑴　通算法人、通算法人であった法人（第６号様式別表１を提出する法人に限ります。）及び連結法人であった法人（第６号様式別表１の３を提出する法人に限ります。）は、記載しないでください。 ⑵　都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
19「退職年金等積立金に係る法人税額④」	法人税の申告書（別表21）の12の欄の金額を記載します。	⑴　通算法人、通算法人であった法人（第６号様式別表１を提出する法人に限ります。）及び連結法人であった法人（第６号様式別表１の３を提出する法人に限ります。）は、記載しないでください。 ⑵　２以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人は、記載する必要はありません。 ⑶　第６号の２様式の申告書を提出すべき法人も記載します。 ⑷　都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

20「課税標準となる法人税額 ①＋②－③＋④　⑤」	⑴　次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (ｲ)　通算法人、通算法人であった法人（第６号様式別表１を提出する法人に限ります。）及び連結法人であった法人（第６号様式別表１の３を提出する法人に限ります。）以外の法人で、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人（都内分割法人を除きます。）　①＋②－③＋④の金額 (ﾛ)　通算法人、通算法人であった法人（第６号様式別表１を提出する法人に限ります。）及び連結法人であった法人（第６号様式別表１の３を提出する法人に限ります。）以外の法人で、２以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人　第10号様式の⑤の欄の金額 (ﾊ)　通算法人及び通算法人であった法人（第６号様式別表１を提出する法人に限ります。）　第６号様式別表１の⑭の欄の金額 (ﾆ)　連結法人であった法人（第６号様式別表１の３を提出する法人に限ります。）　第６号様式別表１の３の⑦の欄の金額 ⑵　この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
21「２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額⑥」	２以上の都道府県に事務所等を有する法人が第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。ただし、東京都に申告する場合には、㉔及び㉖の各欄の金額の合計額を記載してください。	⑴　一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は、記載する必要はありません。 ⑵　都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
22「法人税割額（⑤又は⑥×$\frac{}{100}$）⑦」	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は⑤の欄の金額に、２以上の都道府県に事務所等を有する法人は⑥の欄の金額に税率を乗じて計算します。ただし、東京都に申告する場合には、㉕及び㉗の各欄の金額の合計額を記載してください。	⑴　税額の計算を行う場合の税率は、各都道府県ごとに定められた税率を用います。 ⑵　都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
23「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」	第７号の３様式の⑳の欄の金額を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
24「税額控除超過額相当額の加算額⑨」	第７号の２様式別表７（その１）の⑨の欄の金額（２以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑩の欄の当該都道府県分の金額）又は第７号の２様式別表７（その２）の⑨の欄の金額（２以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑩及び⑪の各欄の東京都分の金額の合計額）を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
25「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額⑩」	第７号様式（その１）の⑨の欄の金額（２以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑫の欄の当該都道府県分の金額）又は第７号様式（その２）の⑩の欄の金額（２以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑬及び⑯の各欄の東京都分の金額の合計額）を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
26「外国の法人税等の額の控除額⑪」	第７号の２様式（その１）の⑭の欄の金額（２以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑳の欄の当該都道府県分の金額）又は第７号の２様式（その２）の⑮の欄の金額（２以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、㉑及び㉔の各欄の東京都分の金額の合計額）を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
27「差引法人税割額 ⑦－⑧＋⑨－⑩－⑪－⑫　⑬」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 なお、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、第６号様式別表１の２の⑩の欄の金額を記載してください。	

28「既に納付の確定した当期分の法人税割額⑭」	既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、法人税法第89条（同法第145条の13において準用する場合を含みます。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、第６号の２様式の申告書の③の欄の金額についても記載します。	
29「租税条約の実施に係る法人税割額の控除額⑮」	「⑬の欄の金額－⑭の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が赤字額となるときは記載しないでください。	
30「算定期間中において事務所等を有していた月数⑰」	この月数は、暦に従って計算し、１月に満たないときは１月とし、１月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合には、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
31「 円× ⑰/12 ⑱ 」	⑴　この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載します。 ⑵　東京都に申告する場合には、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (ｲ)　東京都の特別区のみに事務所等又は寮等を有する法人 主たる事務所等又は寮等所在の特別区の均等割額（道府県分と市町村分）に従たる事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額 (ﾛ)　東京都の特別区と東京都の市町村のいずれにも事務所等又は寮等を有する法人　道府県分の均等割額に事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額 (ﾊ)　東京都の市町村のみに事務所等又は寮等を有する法人 事務所等又は寮等の所在する市町村の数にかかわりなく一の道府県分の均等割額	⑴　均等割の税率区分の基準は、「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用います。 ただし、「期末現在の資本金の額（解散日現在の額）」の欄に出資金の額を記載した場合には、出資金の額又は「期末現在の資本金等の額」のいずれか大きい方の額を用いてください。 ⑵　特別区に事務所等又は寮等を有する法人が東京都に申告する場合には、第６号様式別表４の３の「均等割額の計算」の⑧の欄の金額を記載します。
32「この申告により納付すべき道府県民税額⑯＋⑳　㉑」	⑯又は⑳の欄に△印を付して記載した場合におけるこの欄の計算については、⑯又は⑳の欄を零として計算します。	
33「㉑のうち見込納付額㉒」	法人税法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の２第11項第２号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含みます。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
34「東京都に申告する場合の⑦の計算」（㉔から㉗までの各欄）	⑴　㉔の欄は東京都の特別区のみに事務所等を有する内国法人にあっては⑤の欄の金額を記載し、東京都の特別区にのみ国内の事務所等を有する外国法人にあっては第６号様式別表１の２の④の欄の金額を記載し、２以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の特別区分の金額を記載します。 ⑵　㉖の欄は東京都の市町村のみに事務所等を有する内国法人にあっては⑤の欄の金額を記載し、東京都の市町村にのみ国内の事務所等を有する外国法人にあっては第６号様式別表１の２の④の欄の金額を記載し、２以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の市町村分の金額を記載します。 ただし、東京都の２以上の市町村に事務所等を有する法人は、上記「分割課税標準額」の欄の市町村分の合計額によら	東京都以外の道府県に申告する場合には、記載する必要はありません。 恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第１号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。

	ず次の算式により算定した金額を記載してください。 法人税額×$\frac{\text{東京都の市町村分の従業者数}}{\text{従業者の総数}}$	
35　事業税の「所得割」 （㉘から㉝までの各欄）	⑴　㉘の欄は、第６号様式別表５を添付する法人にあっては同表の㉟の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の㊾の欄の金額から㊿の欄の金額を控除した金額を記載します。 ⑵　㉙から㉛までの各欄の課税標準の額は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載します。 (ｲ)　２以上の都道府県に事務所等を有する法人　第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載します。 (ﾛ)　一の都道府県にのみ事務所等を有する法人　㉘の欄の金額が年400万円（その事業年度が１年に満たない場合には,400万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。）以下であるときはその金額を㉙の欄に、年400万円を超え年800万円（その事業年度が１年に満たない場合には、800万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。）以下であるときはこれを年400万円以下の金額及び年400万円を超え年800万円以下の金額に区分してそれぞれ㉙及び㉚の各欄に、年800万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額、年400万円を超え年800万円以下の金額及び年800万円を超える金額に区分して、それぞれ㉙、㉚及び㉛の各欄に記載します。 (ﾊ)　特別法人（協同組合等）であって次の(ﾆ)に該当しないもの　所得金額が年400万円以下であるときはその金額を㉙の欄に、年400万円を超えるときは年400万円以下の金額を㉙の欄に、年400万円を超える金額を㉚の欄にそれぞれ記載します。 (ﾆ)　租税特別措置法第68条第１項の規定に該当する法人　所得金額が年400万円以下であるときはその金額を㉙の欄に、年400万円を超え年10億円（その事業年度が１年に満たない場合には、10億円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。）以下であるときは年400万円以下の金額を㉙の欄に、年400万円を超え年10億円以下の金額を㉚の欄に、また、年10億円を超えるときは年400万円以下の金額を㉙の欄に、年400万円を超え年10億円以下の金額を㉚の欄に、年10億円を超える金額を㉛の欄にそれぞれ記載します。 ⑶　㉝の欄の課税標準の額は、法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人（外形対象法人）及び法第72条の24の７第５項の規定により軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載します。なお、２以上の都道府県に事務所等を有する法人は、第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載してください。 ⑷　㉙から㉝までの各欄の課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	⑴　法第72条の２第１項第２号に掲げる事業のみを行う法人は、記載する必要はありません。 ⑵　その事業年度が１年に満たない場合において、㉘の欄の金額が400万円を超え800万円以下であるときの㉚の欄の金額は、㉘の欄の金額から㉙の欄の金額（端数を切り捨てる前の金額）を控除して算出し、㉘の欄の金額が800万円を超えるときの㉛の欄の金額は、㉘の欄の金額から㉙及び㉚の各欄の金額（端数を切り捨てる前の金額）を控除して算出します。 ⑶　法第72条の24の７第５項の規定により軽減税率の適用されない法人とは、事業年度の末日（解散した法人にあっては、解散の日）において、３以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。 ⑷　都道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、法人税法第141条第１号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額（当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。）及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額（当該国内源泉所得が欠損金額である場合には、零とします。）の合算額を㉘の欄に記載します。
36「付加価値割」（㉞及び㉟の各欄）	⑴　㉞の欄は、法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人（外形対象法人）が、第６号様式別表５の２の⑪の欄の金額を記載します。 ⑵　㉟の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては㉞の欄の金額を記載し、２以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。 この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金	

	額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
37「資本割」（㊱及び㊲の各欄）	⑴　㊱の欄は、法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人（外形対象法人）が、第６号様式別表５の２の㉕の欄の金額を記載します。 ⑵　㊲の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては㊱の欄の金額を記載し、２以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。 この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
38「収入割」（㊳及び㊴の各欄）	収入金額課税事業（法第72条の２第１項第２号に掲げる事業をいいます。）を行う法人のみが次のように記載します。 ⑴　㊳の欄は、電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除きます。）及びガス供給業（法第72条の２第１項第４号に掲げる事業を除きます。）を行う法人にあっては第６号様式別表６の⑬の欄の金額を、生命保険会社又は外国生命保険会社等にあっては第６号様式別表７の⑤の欄の金額を、損害保険会社又は外国損害保険会社等にあっては第６号様式別表８の⑦の欄の金額を、少額短期保険業者にあっては同表の⑲の欄の金額を、株式会社日本貿易保険にあっては同表の㉓の「課税標準」の欄の金額を記載します。 ⑵　㊴の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては㊳の欄の金額を記載し、２以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。 この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
39「令和６年改正法附則第８条第２項の控除額㊶」	地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）附則第８条第２項の規定による事業税額の控除の適用を受ける法人が、第６号様式別表５の７の㉒の欄の金額を記載します。	
40「事業税の特定寄附金税額控除額㊷」	第７号の３様式の⑪の欄の金額を記載します。	
41「差引事業税額 ㊵－㊶－㊷－㊸　㊹」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
42「租税条約の実施に係る事業税額の控除額㊻」	「㊹の欄の金額－㊺の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が赤字額となるときは記載しないでください。	
43「この申告により納付すべき事業税額㊹－㊺－㊻　㊼」及び「㊼の内訳」の各欄（㊽から㊿までの各欄）	㊼の欄は、㊹の欄から㊺の欄及び㊻の欄の金額を控除した金額を記載し、㊽から㊿までの各欄は、その割ごとの内訳の金額をそれぞれ記載します。この場合において、㊽から㊿までの各欄に負数が生じるときであっても、△印を付してそのまま記載します。	「㊼の内訳」の各欄の記載における㊶の欄の金額の控除については、㊾の欄、㊿の欄、(51)の欄の順に行います。 「㊼の内訳」の各欄の記載における㊷の欄の金額の控除については、㊽の欄、㊾の欄、㊿の欄、(51)の欄の順に行います。
44「㊼のうち見込納付額(52)」	(52)の欄は、法第72条の25第３項（法第72条の28第２項及び第7	

	2条の29第２項において準用する場合を含みます。）又は第５項（法第72条の28第２項並びに第72条の29第２項及び第６項において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
45「差引㊼－㊷　㊸」	㊸の欄は、㊼の欄から㊷の欄の金額を控除した金額を記載します。	
46「所得割に係る特別法人事業税額㊹」（㊻の内訳）	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「計㉜」又は「軽減税率不適用法人の金額㉝」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第６号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載します。	
47「収入割に係る特別法人事業税額㊺」（㊻の内訳）	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「収入金額㊴」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第６号様式別表14の「収入金額⑧」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載します。	
48「差引特別法人事業税額㊻－㊼㊽」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
49「租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額㊾」	「㊽の欄の金額－㊾の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う特別法人事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が赤字額となるときは記載しないでください。	
50「この申告により納付すべき特別法人事業税額㊽－㊾－㊿(61)」	(61)の欄は、㊽の欄から㊾の欄及び㊿の欄の金額を控除した金額を記載します。	
51「(61)のうち見込納付額(62)」	事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法人が、特別法人事業税につき、当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
52「差引(61)－(62)　(63)」	(63)の欄は、(61)の欄から(62)の欄の金額を控除した金額を記載します。	
53「所得金額の計算の内訳」（(64)から(70)までの各欄）	第６号様式別表５を添付する法人以外の法人が、次のように記載します。 ⑴　(64)の欄は、法人税の明細書（別表４）の34の欄の金額を記載します。 ただし、通算法人について、法人税の明細書（別表４付表）の９の欄の金額がある場合には、その金額を法人税の明細書（別表４）の34の欄の金額に加算した金額を記載してください。 ⑵　(65)の欄は、法人税の明細書（別表４）の34の欄の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得税額がある場合において、当該所得税額及び復興特別所得税額を記載します。したがって、法人税法第40条の規定により納付した所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入していない場合には記載する必要はありません。 ⑶　(66)の欄は、法人税の明細書（別表12(1)）の５の欄の金額又は10の欄の金額のいずれか少ない金額（法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限ります。）を記載します。 ⑷　(67)の欄は、法人税の明細書（別表12(1)）の「益金算入額の計算」の欄の25及び26の「計」の欄の金額の合計額（法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限ります。）を記載します。 ⑸　(68)の欄は、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額について法人税法第69条に規定する外国税額の控除の適用を受ける金額を有する法人が外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額のうち、法人税の明細書（別表４）の30の欄に記載した金額を記載します。ただし、減額された外国法人税の額がある	

	場合には、当該金額を減算した金額を記載してください。 ⑹　⑳の欄は、第６号様式別表９の④の「計」の欄の金額及び法人税法第59条の規定の適用を受けようとする法人が第６号様式別表10の⑨の欄、同表の㉑の欄又は第６号様式別表11の⑪の欄の金額の合計額を記載します。	
54「法人税の所得金額㉑」	法人税の明細書（別表４）の52の欄の所得金額又は欠損金額を記載します。	
55「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額㉒」	２以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第１号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、⑯、㊼及び㊶の欄に記載した金額の合計額と同額になります。	
56「還付請求」の「中間納付額㉓」	中間納付額の還付を受けようとする場合において還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、⑯の欄又は⑳の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と、㊼の欄に記載した事業税額及び㊶の欄に記載した特別法人事業税額との合計額と同額になります。	
57「法人税の期末現在の資本金等の額」	法人税法第２条第16号に規定する資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあっては、純資産額）を記載します。	資本金等の額は、法人税の明細書（別表５(1)）の「Ⅱ　資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
58「法人税の当期の確定税額」	当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうちに税額控除超過額相当額等の加算額又は特別控除取戻税額等がある場合には、当該税額控除超過額相当額等の加算額等を控除した額）を記載します。	
59「申告期限の延長の処分（承認）の有無」の「事業税」	法第72条の25第２項から第４項まで、第６項若しくは第７項（法第72条の28第２項及び第72条の29第２項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。）又は法第72条の25第５項（法第72条の28第２項並びに第72条の29第２項及び第６項において準用する場合を含みます。）の規定により申告期限の延長の処分を受けている法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。	
60「申告期限の延長の処分（承認）の有無」の「法人税」	法人税法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含みます。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の２第８項（同法第144条の８において準用する場合を含みます。）において準用する同法第75条第５項又は同法第75条の２第11項第２号の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。）は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。	
61「法人税の申告書の種類」	次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれ次に定める申告書の種類を○印で囲んで表示します。 ⑴　法人税法第２条第36号に規定する青色申告書を提出する法人　「青色」 ⑵　その他の申告書を提出する法人　「その他」	
62「翌期の中間申告の要否」	当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうちに税額控除超過額相当額等の加算額又は特別控除取戻税額等がある場合には、当該税額控除超過額相当額等の加算額等を控除した額）を当該事業年度の月数で除し、これに６を乗じて計算した金額が10万円を超える法人（翌期に法人税法第71条第１項又は第144条の３第１項（同法第72条第１項又は第144条の４第１項の規定が適用される場合を含みます。）の規定により中間申告をする必要のある法人を含みます。）は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んで表示します。 ＊　翌事業年度において通算子法人に該当し、翌事業年度開始の日から法第53条第１項又は第２項及び第72条の26第１項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、１月に満たない端数を生じたときは、これを１月とします。）が６以外である場合には、６を当該月数に読み替え	

	て計算します。	
63「国外関連者の有無」	外国（わが国と租税条約を締結している国に限ります。）に子会社又は親会社等（租税特別措置法第66条の４の規定に該当する法人）を有する法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。	
64「資本金の額（外貨）」	外国通貨により表示した「期末現在の資本金の額（解散日現在の額」を記載します。（記載例：10,000,000米ドル、10,000,000元、10,000,000ウォン等。以下同じです。）	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人のみ記載します。
65「資本準備金の額（外貨）」	外国通貨により表示した「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人のみ記載します。
66「資本剰余金の額（外貨）」	外国通貨により表示した「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額（解散日現在の額）」を記載します。	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人のみ記載します。
67「前事業年度の法人区分」	前事業年度の申告において、「法人区分」の欄の「イに掲げる法人」を○印で囲み表示した法人が、同様に表示します。	